

消費者だより

2020年11月号

心当たりのないメールや

SMS(ショートメッセージサービス)に注意

「大手宅配業者名で、ご不在のお知らせと書かれたメールが来た」「実在する大手通販業者名で、未納料金を請求するSMSが届いた」など、心当たりのないメールやSMSについての相談が増えています。

■相談事例

- ・宅配業者名で「お客様宛にお荷物のお届けにあがりましたが不在のため持ち帰りました。下記よりご確認ください。http://〇〇〇-〇〇」と書かれたメールが携帯電話のアドレスに届いた。不在連絡票は入っておらず、心当たりもなく不審だ。
- ・スマートフォンに実在する大手通販会社名で、「料金未納が発生しています。本日中に連絡がない場合、法的措置を取ります。」と書かれたSMSが届いた。画面内に「心当たりのない人はこちらへ」と記された連絡先があったのですぐ電話したが、つながらずに困っている。

■消費者へのアドバイス

- ・差出人が実在する事業者名になっていても、心当たりのない場合、メールに記載されたURLを絶対にクリックしないでください。このURLにアクセスすると、本物の事業者サイトそっくりの偽サイトが表示されます。そのサイトは重要な情報を入力させたり、不審なアプリをダウンロードさせたりするように設定されています。
- ・不審なメールやSMSが届いても反応せず、相手側には決して連絡しないでください。連絡すると個人情報聞き出されたり、高額な支払いを要求されたりします。更に連絡したことをきっかけに大量のメールやSMSが送られてくるようになります。
- ・OS(基本のソフトウェア)やセキュリティソフトは最新の状態に更新して利用してください。

困ったことがあれば、消費生活センターへ相談してください。



千代田区消費生活センター

☎ 03-5211-4314 (相談専用)
月曜日～金曜日 9時30分～16時00分
(祝日、年末年始を除く)